



和歌山県 資料提供

令和7年5月30日

全国初！ 府県をまたいだキッチンカーの相互乗入が可能に！ ～和歌山県⇄大阪府間での相互乗入が2025年6月1日からスタート～

関西広域連合において「ビジネスしやすい関西」に向け、令和4年（2022年）からキッチンカーにおける「広域的な基準等の統一」に取り組み、本年3月に「連合基準※1」が策定され、6月1日から運用が開始されます。

これを機に、和歌山県及び大阪府において、関係自治体※2間で協定を締結し、キッチンカーの府県をまたいだ相互乗入を全国で初めて実現します。

6月1日以降、和歌山県または大阪府内のいずれかの自治体で連合基準に基づき許可されたキッチンカーは、両府県全域での営業が認められます。

事業者の負担軽減と営業エリア拡大による地域経済の活性化に！

※1 関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針（関西広域連合が2025年3月1日に策定、6月1日施行）

※2 2府県10市（和歌山県、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、和歌山市）

1. 対象業種：キッチンカー（自動車による飲食店営業（食品衛生法））
2. 開始時期：2025年6月1日から
3. 手続き：相互乗入をするには下記のいずれかの手続きが必要です。
 - ・2025年6月1日以降にキッチンカーの営業許可を取得
 - ・既存事業者は許可を取得した保健所へ「適用基準の確認申請書」を提出◆詳細は別添のリーフレットをご参照ください。

環境生活部 生活局 生活衛生課 食品衛生班
担当：大久保、笠松
電話：073-441-2631
内線：2631

2025年6月1日以降 連合基準に基づくキッチンカーの 営業許可を取得すれば 和歌山県・大阪府全域で営業が可能に！

～和歌山県（和歌山市含む）と大阪府（政令市、中核市含む）～



これまで大阪府と和歌山県で自動車における飲食店営業（いわゆるキッチンカー）をするには、それぞれの自治体で飲食店営業許可が必要でした。

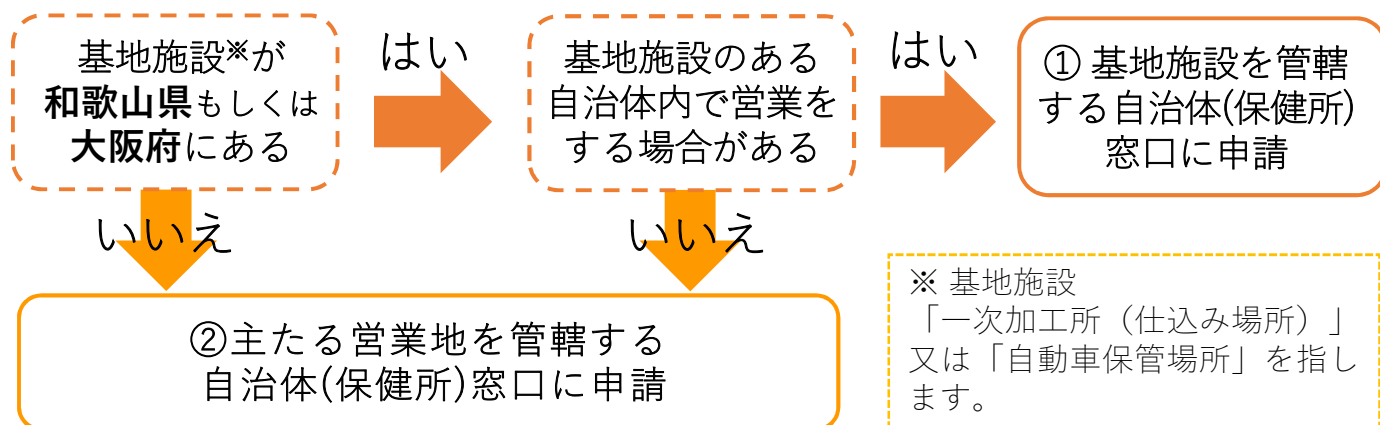
この度、大阪府内自治体、和歌山県及び和歌山市で協定を締結し、府・県のいずれかの自治体で「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」（以下「連合基準」という。）に基づく営業許可を取得したキッチンカーについては、府・県全域で営業（相互乗入れ）が可能となりました。

1 大阪府・和歌山県全域で営業できる許可対象

連合基準に基づく飲食店営業の許可を
取得した自動車（キッチンカー）
（大阪府域許可の魚介類販売業を除く）



2 新たに営業許可を取得される方の申請窓口（①、②のいずれか）



上記の窓口を原則としますが、ご不明な点がある場合は、各自治体（保健所）にご相談ください。

すでに和歌山県・大阪府内の自治体の許可をお持ちの方は裏面へ

3 必要な申請（届出）手続き

○ 新規事業者（2021年5月31日以前に許可を取得された方を含む）

新たに許可を取得してください。

○ 既存事業者（2021年6月1日～2025年5月31日に許可を取得された方）

許可を受けた保健所に届出（適用基準の確認申請）を行ってください。

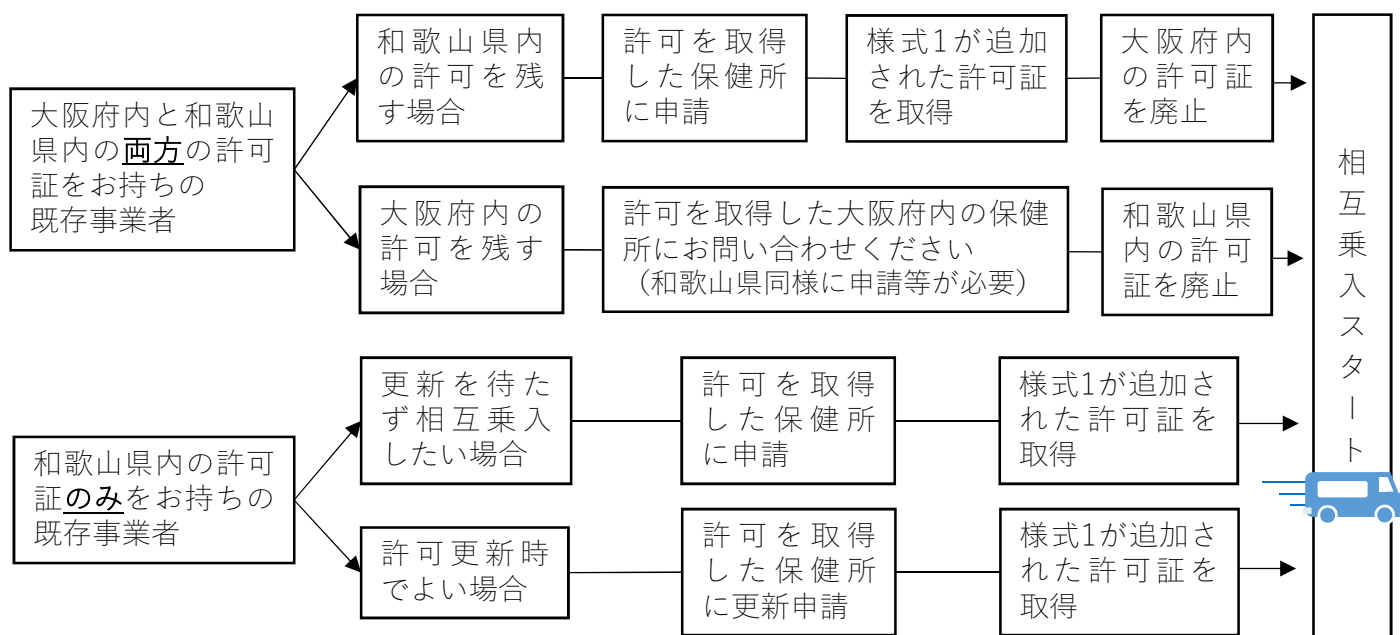
注）連合基準に適合しない方は、1度限り旧基準で更新することが可能です。

⇒ いずれの場合も事前に保健所に問い合わせください。



様式等はこちら
和歌山県HP

4 すでに許可証をお持ちの方（既存事業者）が相互乗入をしたい場合



5 申請にあたり注意してほしい点

○ 新しい連合基準では、給水・廃水タンク容量で取り扱うことができる食品が従来のものと変わる場合があります。提供する食品、調理の工程数によって必要となる給水・廃水タンク容量が異なりますので、相互乗り入れを希望される場合は、実際に提供する食品、調理手順を整理の上、申請先の保健所にご相談ください。

○ 和歌山県内で取得した魚介類販売業許可では、大阪府域で魚介類販売業はできません。

問い合わせ先

和歌山県の相談窓口

保健所	電話番号	保健所	電話番号
海南保健所	073-483-8825	御坊保健所	0738-24-3617
岩出保健所	0736-61-0022	田辺保健所	0739-26-7934
橋本保健所	0736-42-5443	新宮保健所	0735-21-9631
湯浅保健所	0737-64-1293	新宮保健所串本支所	0735-72-0525
		和歌山市保健所	073-488-5111

大阪府の相談窓口

（府内の保健所）
下の二次元コードから
ご確認ください。

